

第 4 日

1. 平成30年12月14日午前10時00分招集
2. 平成30年12月14日午前10時00分開会
3. 平成30年12月14日午後 2 時36分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

| | | |
|----------------|--------------|---------------|
| 1 番 荒 木 宏 太 | 2 番 白 木 淳 | 3 番 齊 木 幸 男 |
| 4 番 坂 本 敏 彦 | 5 番 竹 下 周 三 | 6 番 高 木 洋 一 郎 |
| 7 番 秋 丸 要 一 | 8 番 松 村 慶 次 | 9 番 庄 山 忠 文 |
| 10 番 池 田 龍 之 介 | 12 番 蒲 池 恭 一 | |
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)
11 番 森 潤 一 郎
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。
事 務 局 長 北 原 望
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------------|---------|-----------------|---------|
| 町 長 | 高 巢 泰 廣 | 副 町 長 | 松 尾 栄 喜 |
| 教 育 長 | 小 出 正 泰 | 総 務 課 長 | 上 原 真 二 |
| 総合支所長兼住民課長 | 樋 口 哲 男 | 会 計 管 理 者 | 高 岡 悦 雄 |
| まちづくり推進課長 | 高 木 浩 昭 | 税 務 住 民 課 長 | 石 原 康 司 |
| 健康福祉課長 | 坂 口 圭 介 | 商 工 観 光 課 長 | 大 山 和 説 |
| 建 設 課 長 | 中 嶋 光 浩 | 農 林 振 興 課 長 | 富 下 健 次 |
| 農業委員会事務局長 | 松 尾 修 | 学 校 教 育 課 長 | 下 津 隆 晴 |
| 社会教育課長 | 前 淵 康 彦 | 町 立 病 院 事 務 部 長 | 池 上 圭 造 |
| 特別養護老人ホーム施設長 | 樋 口 幸 広 | | |
12. 議事日程

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、上程された議案に対する審議・採決となっております。

日程第1 議案第63号 和水町消防団条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、日程第1、議案第63号「和水町消防団条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第63号「和水町消防団条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案63号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第64号 和水町簡易水道条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、議案第64号「和水町簡易水道条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第64号「和水町簡易水道条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案64号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第65号 和水町空家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第65号「和水町空家等の適正管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 質問をいたします。条例第7、6条で、空家対策協議会を置くと規定をされております。この空家協議会、対策協議会ですね、この役割について、第6条の法、空家特別措置法第6条に規定する事項を協議すると。その協議会でございますか。

○議長（蒲池恭一君）

税務住民課長 石原君

○税務住民課長（石原康司君） ただ今の高木議員の御質問のほうにお答えいたします。

今回上程しました第6条で、空家等の対策協議会ということで規定をしております。これは、空家対策の特別法の第7条のほうで規定がありまして、その7条のほうでは、市町村のほう为空家等の対策計画の作成又は変更、その実施に関する協議を行うために協議会を組織することができるというのが大きな項目となっております。

その協議会のメンバーとしましては、地域の住民、市町村の議会の議員、あとは法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者がメンバー構成ということになっております。

ここで法の第7条の規定により、和水町のほうでも同じようにこの協議会を置くということで、条例のほうで今回上程をしているところとなります。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 法の第7条の規定によって設置する協議会で、その協議会の役割と申しますのは、法の第6条に規定する事項を協議し、計画を作って協議をするというふうなことですか。

○議長（蒲池恭一君）

税務住民課長 石原君

○税務住民課長（石原康司君） 一応、今の高木議員のほうから質問があったとおりのことで、協議会は組織したいと思っております。また、協議会の中で、また協議会のほうで具体的なことは、決定して施行規則等にうたっていきたいと思っております。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） そうしますと、法の中で定められております立入り調査、それから情報、所有者への情報提供、それから住民からの情報を受けると。その後、調査に入ってデータベース作って、それから、特定空家の判定ですとか指導、勧告、命令、それから行政代執行という流れになるかと思うんですが、それを協議する機関でもあるのでしょうか。

○議長（蒲池恭一君）

税務住民課長 石原君

○税務住民課長（石原康司君） ただ今の御質問にお答えいたします。今質問がありました調査、又は代執行等のそういった規定につきましては、また、同じく施行規則の中で別項目で定めていきたいと思っております。内容につきましては、様式を定めたりとか、あとは法の基準に沿った指導の仕方というのを、それぞれの施行規則の条文の中で別枠で立てていきたいと思っております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 施行規則等ができましたら、また議会のほうに説明をお願いいたします。ほかに。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 空家を調査された後ですよね、その状況とか状態によってランクづけをするような調査をされるのか。それとも、ただ空家があるからという調査なのか。そのところをお尋ねします。

○議長（蒲池恭一君）

税務住民課長 石原君

○税務住民課長（石原康司君） ただ今の池田議員の御質問にお答えいたします。

調査につきましては、同じく施行規則のほうで定めたいと思っておりますが、基本的にはこの条例のほう危険な空家ということになりますので、特定空家に該当するかないかというのがまず第一項目になるかと思えます。その後は今御質問があったように、ランクづけというのを、ほかの市町村の例とかをとってやっていきたいと考えております。また、詳細につきましては、議会のほうに随時報告をしていきたいと思えます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第65号「和水町空家等の適正管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第66号 和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついて

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、議案第66号「和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） ちょっとこの前の説明で、今いちちょっとよくわからなかったのですが、大河ドラマ館を削ることになった経緯をちょっとひとつお願いします。

○議長（蒲池恭一君）

社会教育課長 前淵君

○社会教育課長（前淵康彦君） 白木議員の御質疑にお答えいたします。

大河ドラマ館を削ることになった経緯ということでございますが、この条例につきましては、9月の議会におきまして議決をいただいております。その際は、玉名市、南関町、和水町の連携の中で、相互の関連施設については割引をしようというふうなことで合意形成を図っていたところでございます。それに基づいて、事前に告知、PR等も必要なことから、条例を早いうちに制定したいということで、9月議会で認めていただいて、その準備をしてたんですけれども、その後、NHKのほうから、この大河ドラマ館自体がオリンピックの資産であるということで、オリンピックの資産ということは、オリンピックのパートナーやスポンサー以外は営業活動、事業者が営業活動に使うことはできないということでNHK側からの回答がありまして、それで今回の条例改正をお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 先日ですね、町民の何人かの方とお話をしまして、この玉名市との協議がちゃんとできていないんじゃないだろうかという指摘をちょっと受けたものですから、各そのミュージアムの方も商工観光課などで話し合いがちゃんと玉名市とでけているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 関連して受けましょうか。いいですね。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 白木議員の質問にお答えいたします。

玉名市との連携につきまして、特にドラマ館、それからミュージアム、このあたり、お話をずいぶんとやってきておりましたけれども、今のような件に関しましては、特に割引制度であったりとか、そういった部分に関しては、なかなか結果的には連携はとれなかったというふうなお話をしております。しかしながら、御質問のように連携がとれてないということじゃございませんので。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第66号「和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第67号 平成30年度和水町一般会計補正予算（第6号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第67号「平成30年度和水町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 三加和地区のスクールバスの委託料についてちょっとお尋ねします。

三加和地区の多分小学生、児童の送迎のことだと思いますが、ページは23ページです。

○議長（蒲池恭一君） 債務負担行為のことか。

○7番（秋丸要一君） スクールバスですよ。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時15分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） ページ数は16ページですけれども、ちょっと自分が全協等でよく説明があつたと思うんですけれども、ちょっと合点しないものですかからお聞きします。

保健体育総務費の中で、節の15で工事請負費195万7,000円上がっております。これは臨時駐車場仮設トイレ設備等整備工事費ということで上がってるんですけれども、全協のほうで説明があつたときに、もう工事がなんか行われているような昨日説明があつたような感じを受けたものですか、これは、今もし工事が行われているならば、その追加として上がってるのか。そこのところちょっと確認したいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 池田議員の御質疑にお答えいたします。

臨時駐車場仮設トイレ設備等整備工事195万7,000円でございますけれども、現在工事を行っておりますのは、第1駐車場と呼んでおります臨時駐車場でございます。今回上程させていただいておりますこの195万7,000円は、工事はまだしてない、計画のところでございます。私どもが呼んでますのは、第4駐車場にしたいというところをお願いしたい予算でございます。

この項目自体が仮設トイレ設備等というのも書いてございますけれども、こちらが前回のその項目の所に今回195万7,000円を上乗せしているような形になっておりますので、仮設トイレにつきましては、既に以前認めていただいた予算で工事を進めております。そういったところで、工事をしているものとはまた全く別物とお考えいただけたらと思います。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） いや、だけん仮設トイレって書いてあったけんですね、トイレばなんか1カ所じゃなくて何カ所かしなはっとかなと思うたわけですよ。だけん、なら表示の仕方ば変えたほうがいいとじゃないとですか。しゃんむりでんこれ全部上げにやいかんと。こぎゃん書かんと。これなら、知らんで予算書を見ればですたい、トイレ、仮設トイレが何カ所かできるような印象を受けるとじゃないとですか。

今工事があってるのは、これも確認ですけれども、11月28日入札されとっですたいね。その工事があってるわけでしょう。月額11万8,800円。受付のプレハブ及び仮設トイレ賃借、賃貸借の入札があつてますけれども、そういうとを総合的に判断したとしてもですたい、この予算書を見る限りでは、追加でトイレもするというような印象をものすごく持つわけですよ。もう実際、1カ所については11月28日の入札で行われているわけでしょう。で、その後にもまたこうやって補正が上がってくるならですたい、仮設トイレはあと1カ所できるのかと。ならまだ間に合うたいって。なんで敷地内にせんのかと。そういうことになってくるわけですよ。

今も私は、仮設トイレといえども、敷地内に金栗四三の生家の敷地内に私は建てるべきだろうと思います。そして、もし予算獲得ができるならば、仮設じゃなくて、もう永久的にそこでトイレがあるようなトイレを建ててほしいわけです。あまりにも一過性に金を使いすぎよつとですよ。1年で取り壊すつて。もったいにやあ話じゃなかですか。どうして継続性を考えんとですか。私はそう思いますよ。

だから、記念館も、生家の記念館もですたい、1年間だけの条例とか、そういう条例の制定の仕方がおかしかですよ。なら1年で記念館はやむつとや。なら、何のために生家を購入したのか。そういうことまで発展しやせんですか。やる気があるのかないのか。やる気がないとしか見えんじゃないですか。金栗生家を記念館として残したいから購入してるわけでしょう。1年間で終わるなら、記念館としてする意味がないじゃないですか。名称自体も記念館じゃないです。1年間で終わる一過性のものに、あまりにも簡単に考えて予算計上しよつとじゃないとですか。どうし

てもっと継続性があるものに考えが及ばないのかなと思いますよ。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めましょうか。

○10番（池田龍之介君） 町長、何かあったら。

○議長（蒲池恭一君） 先日の全協でも申しましたようなことも含めながら答弁いただければと思います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 今、池田議員からの御指摘の点でございますが、まさにここは将来的に金栗四三生家として継続して進めていくというような、当初から目的はそういう目的で購入いたしておりますので、当然これはもう継続性を持った形での整備が必要だと。仰るとおりであります。

ただ、今回申し上げている提案が、1年間で終わるといようなことではおかしいと。なるほど、そう言われてみますと、まさにそのとおりかなと思います。このへんにつきましては、まずはこの放送期間中1年間を見定めて、このへんに集中して次に繋げていくというようなことでの提案だったろうと思いますので、ひとつここは継続していくというのはもう間違いなく進めてまいりますので、御了解を是非いただき、御協力をお願いしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 私は生家購入の折には反対をいたしました。本当に記念館として購入した後、管理運営をどうするのかという問題点で私は反対しましたよ。本当に今、全国各地に著名人の生家、記念館が建っております。黒字にある所は1軒ありません。一番近くで言うなら荒尾市の宮崎滔天兄弟の生家ですよ。あそこの運営も赤字なんですよ。一般財源をかなり毎年毎年繰入れられとるですよ。本当にその時にどういう使い方をするのかと聞きました折にも、明快な回答はありませんでしたよ。合宿所にしたいとかどうのこうの。

なら、その合宿所にする設備をまた改装とか改築せにゃいかんわけですよ。そこにまた何百万、何千万と金を注ぎ込まないかんとですよ。本当に金栗四三の生誕の地和水町として売り出す覚悟があるならば、本当にこの生家、記念館をどうやって運営していくのかを真摯に考えんならば、絶対にうまくいきません。ただ声だけですよ。

そういった声だけの所に、一過性の所に金はあまり使うべきじゃないですよ。今からは、町長も御存知のように、合併特例の交付税措置はなくなるわけですから。逼迫した財政に陥るわけですよ、町としては。そこのところをやはり真摯に考えて、金を使わにゃいかんのは、継続性、一過性じゃなくて継続性、そういったところに費用対効果が出るような予算の使い方をしなければいけないと私は思うわけですよ。

だから、もし間に合うなら、本当にここにトイレを設置するならば、継続性のあるトイレの設置が私は望ましいと思いますよ。仮設じゃなくて。至る所に公共施設としてのトイレの整備は必要だと思いますよ。観光客を誘客するつもりであるならば。なんもせんならよかですよ、仮設で。

しかし、町長も観光資源に目を当てて集客を、誘客をしますという項目も掲げられてるわけですから、そこのところをもう少し本当に考えてくださいよ。これは皆さんの血税なんですよ。よろしくをお願いしますよ。

○議長（蒲池恭一君） 答弁要りますか。

○10番（池田龍之介君） 何かあれば。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） まさに今御指摘の点につきましては、そのとおりだというふうに私も思います。しっかりと対応してまいりたいと思いますので、御指導よろしくお願ひいたします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 15ページの住宅管理費の委託料の中で、シロアリ駆除委託料、これを再度、中身をお知らせしていただくなればと思いますが。

○議長（蒲池恭一君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 今の庄山議員の御質問にお答えいたします。

こちらのシロアリ駆除委託料につきましては、板楠団地、こちらに木造住宅ですけども、今現在、13棟30戸建っております。この中に、まず4棟におきましてシロアリが発生したと。4戸におきまして。そちらの駆除を行ったんですけども、他の棟でも見つかったということで、再度、全部の棟をすべて駆除をしなければならぬということで、今回計上させていただいております。発生したシロアリは、ヤマトシロアリといってよく発生するアリということでございます。こちらの防蟻処理のほうを、薬液を散布するというので、10年間はもつとはされてますけど、保証としては5年間の保証ということでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 全部ということで一安心したわけですが、その中に集会所あたりも入っていますかね。

○議長（蒲池恭一君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 集会所は入っておりません。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 同じ建物の敷地内で、一緒に入れとかなとこれはいかんとじゃないですか。駆除を。入ってます。入っとらんとでしょう。

○議長（蒲池恭一君） 検査しとつと。なんか。ちょっと待ってくださいね。まだありますか。

もう何回目やったかね、今。

(いや、あとっぺん。)

あとっぺんやったですかね。ならどうぞ。答弁ば。

建設課長 中嶋君

○建設課長(中嶋光浩君) 今回は住居のみになっております。

○議長(蒲池恭一君)

9番 庄山君

○9番(庄山忠文君) 確かにですね、住宅が第一っちゃと思いますが、仮にですよ、後でまたここが、集会所があっですね、そこがやられればまた、再度またせないかんと。やっぱし、同じ時期に建てて、同じその処理をするならば、それはするべきじゃなかろうかと思いますが、その点、ついでということではありますけど、それはやっつくべきじゃなかろうかと私は思いますが、その点。

○議長(蒲池恭一君) これは町長が答えたがよかろう。何かある。よかですか。

建設課長 中嶋君

○建設課長(中嶋光浩君) 次年度におきましては、あと百園団地と津田団地も木造住宅ございますので、そちらを駆除をしようとする計画はありますので、そちらのほうに入りたいと思います。以上です。

○議長(蒲池恭一君) ほかに質疑ありませんか。

1番 荒木君

○1番(荒木宏太君) 一般会計補正予算の14ページの林業振興費についてお尋ねをいたします。

森林整備地域活動支援交付金事業補助金とありますけれども、これの内容を教えていただけますか、お願いします。

○議長(蒲池恭一君)

農林振興課長 富下君

○農林振興課長(富下健次君) 荒木議員の御質問にお答えいたします。

林業総務支援交付金の中の森林整備地域活動支援交付金事業補助金ということで、内容につきましては、議員も御存知かと思っておりますけども、森林施業の集約化を図ることを目的に森林契約の追加策定を今回行っているところでございます。追加予防のほうが実施主体の森林組合のほうから出ましたので。

当初が50ヘクタールで出ておりました。今回につきまして、30ヘクタールの追加の要望がございます。ヘクタールあたり8,000円ということで24万と。主な補助のほうもお話したがよろしいんですかね。国2分の1、県4分の1、町4分の1というような形で今回追加の補正をお願いしているところでございます。以上です。

○議長(蒲池恭一君) ほかに質疑ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 今、お答えしていただいたんですけれども、50ヘクタールプラス30ヘクタール、合わせて80ヘクタールでよろしかったですかね。この地域活動支援交付金は、森林経営計画の策定のための交付金ですので、というのが、この和水町の森林経営計画を80ヘクタール、これたしか地域活動支援交付金を計画を立てて、次の年にはこの間伐をしなければいけない、間伐なり森林整備をしなければならぬと思うんですけれども、私がちょっと間違っただけですけれども。とすると、80ヘクタール、来年、施業、森林施業ですね、間伐をすることにもう決まってるんでしょうか。

○議長（蒲池恭一君）

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 経営計画の一環となりますので、今回行います、合わせまして80ヘクタール、これに伴いまして意向調査を行い契約。その後、最終的には間伐というような形を行う一環の業務でございますので、すべてイコールということではないかと思えます。下刈りの面積といたしまして、間伐の下の面積もございますので、そのへんも計画の中で入ってくるかと思えます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第67号「平成30年度和水町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第68号「平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第68号「平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号 平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第69号「平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第69号「平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第70号「平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） この業務委託の内容をちょっと教えてください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 樋口君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） 秋丸議員の御質問にお答えいたします。

きくすい荘の給食部門の業務委託ですけれども、これは平成29年度から業務委託のほうを行っているところでございます。業務委託の内容としましては、大きく委託の方法としまして、セントラルキッチン方式、要するに施設外の場所で業者さんが一挙に作られて、それを配送すると

いうセントラルキッチン方式と、きくすい荘のほうで採用しております施設内で調理をします施設調理方式の2種類がございます。きくすい荘につきましては、今申し上げましたように、施設内調理ということで、業者さんのほうが栄養士、調理員というところで毎日食材を配送されて、きくすい荘の給食施設のほうで作ったものを提供するという形をとっているところでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 私はこの外部業務委託の折にも反対をいたしました。今の施設長の前の前任の施設長の時にこの業務委託が始まっているわけですけれども、その時、改革の一環として業務委託、給食業務を外食のほうに業務委託ということを提案の理由とされておりました。

私はこの業務委託というのは小手先だけの、ただただ赤字の額を減らすだけの小手先の改革としか思っておりません。

それで、その後、特老施設の改革、抜本的改革について何回ほど協議されているのかお答えください。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） じゃあ質問いたします。私は、前回のこの提案があった時も反対をいたしましたけれども、この給食業務委託が更に継続ということで上がっているわけですけれども、では、運営面でどれくらいの効果があっているのか、端的に言うならば、経費としてどれくらいの効果が上がっているのかをちょっとお知らせください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

特養施設長 樋口君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

直営で給食を行った場合と、民間で行った場合というところで比較を申し上げますと、まず人件費、それと賄い材料費、このへんのところの部分と委託料が年間で約6,500万というところでございます。その直営で委託した場合のところと比較をしますと、約500万程度の経費削減というふうになっているというふうに見込んでいますところでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番(池田龍之介君) 特老では500万ぐらいの経費削減になっているということですが、ほかの部門にじゃあそのしわ寄せがあつてますよ。そういうのを考えると、これは小手先な改革としか私には映らないわけですよ。前回の折も反対の時、そういうことで質問をいたしましたと思います。本当に抜本的改革、改革の一環としてこの給食業務委託をされているわけですから、その後、抜本的改革をするための協議っていうのは何回ぐらいされていますか。

○議長(蒲池恭一君)

特養施設長 樋口君

○特別養護老人ホーム施設長(樋口幸広君) 議員の御質問にお答えします。

まず、仰られましたように、この給食部門の民間委託というのは、きくすい荘の経営を抜本的に考えていく中での一つの手段というふうなところで位置づけをしているところでございます。具体的に、まずこのきくすい荘の経営についての部分につきまして、一般質問あたりでも答弁いたしましたように、幹部会、検討委員会、それと主任会議あたりで議論をしております。合わせる中で、町長、副町長、総務課長の中でも協議を現在も行っているところでございます。回数というところでございますけれども、今、私の中でカウントしたところによりますと、6回程度はやっているかというふうに思っております。

○議長(蒲池恭一君)

10番 池田君

○10番(池田龍之介君) じゃあ6回程度それについて協議をなされているということですが、何らかの指針なり、それに近いようなあれが出ておりますか。

それともう一つ、これは町長にお聞きしますが、特老に限らず、福祉問題について、和水町の福祉政策をどのようにお考えなのかお聞きしたいんですけども、まず、今、特老は介護1から介護5の認定の患者さんが入所されていると思います。国の方針としては、介護3以上、特別養護老人ホームについてもそういう指針が示されておりますよね。2年ぐらい前だったかな。それで、低所得者の方も入所されているし、低所得者、年金生活の方々が介護1程度で家庭の事情でどうしても入所されなければいけないという状況は今後もあろうかと思っております。そういう方々も何らかの形で町に貢献されている方々だろうと思うわけですよ。そういう方々を今後どのようにこの特別養護老人ホームきくすい荘の入所を、介護1でずっといくのか、それとも国の指針を示してる介護3以上に変えるのか。運営面だけを考えるならば、それは介護3以上の方の入所をすれば赤字にはならないと思います。まあ、ならないと断言はできませんけれども、なかなか赤字にはならないんじゃないかなと。経営的には、運営的には好転していただろうと思います。今よりもですね。

しかし、先ほど申したように、介護1の人も何らかの形で我が町に貢献度はあろうかと思えます。そういった人達を切り捨てるのか。それとも今の従来どおり介護1の方々から入所をさせていくのか。いわば国に反抗するわけですよ。国の方策に。だから、ペナルティーをかけられる可能性は十分にあります。それでもなおかつ我が町の方針としてそちらの方策をとるのか、それ

とも国に従って介護3以上にもっていくのか。そこのところが私は重要かと思います。

それで、いつも申し上げるとおり、町としての福祉政策の原点をどこにもっていくかを早く検討せんと、この特老、きくすい荘の建替え問題等々にも影響があると私は思うわけですね。その方針を町長はどのように進められるお考えがあるのかお聞かせください。

○議長（蒲池恭一君） まず入居状況からいきましょうか。はい、どうぞ。入居状況ね。

特養施設長 樋口君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

議員が仰られましたように、平成27年度、介護保険第6期の法改正に基づいて、特養入所要件につきましては、原則介護3以上ということに要件としてはなっております。これはあくまでも入所要件の原則という部分です。その中で、現在、きくすい荘の110名の定員について、平成27年度からの入所された方につきましては、その要件の中で運用を行っているところでございます。

ただし、それ以前に入られた方につきましては、そういう制限がございましたので、今現在、約1割程度の方が介護1、介護2という方が1割程度いらっしゃいますけれども、その方々につきましては、すべてその法制度の改正前に入られた方がいらっしゃる状況でございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 1がどしこ、2がどしこ、町民の方々です。で、3がどれだけって言ったほうがいいんじゃないかな。続けてそのままいいです。答えてください。

特養施設長 樋口君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） すいません、再度答弁させていただきます。

介護1の方につきましては2.5%と介護2の方が13.2%という形になっております。

○議長（蒲池恭一君） 全体のですか、これ。

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） はい。

○議長（蒲池恭一君） で、いつ現在ですか。

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） これがですね、平成27年度実績という形になっております。

○議長（蒲池恭一君） ちょっと今いち、29年度ぐらい出してほしかったですけど、まあ、これに関してはよかですたいね。今からの今後の方向性として、町長はどのようにこの福祉を含めたところで考えるかということで、特老も含めてですね。で答弁をいただければいいですか。

（自席より発言する者あり）

あ、出たか出とらんかもやったですね。すいません、俺が悪かった。はい、よかです。

特養施設長 樋口君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） すいません、10月1日現在の、本年度10月1日現在の介護1の方が1名と介護2の方が5名という形になっております。

抜本的な方向性の部分が出たかというところでございますけれども、現在、9月3日にお示しをしました5案、そのところを含めた形で検討を行っているところでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 検討の最中ですね。

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） はい。

○議長（蒲池恭一君） 町長、答弁。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 池田議員からの御質問でございますが、指針をしっかりと早く示すべきだということでございます。ただ今、担当施設長のほうからお話ございましたように、検討会はそれぞれ事務方を中心に今6回程度やったということで、この前、議会にも全協の場におきましても、一応5案の案があって、そのへんについて検討を重ねているという報告をした状況でございます。今の段階では。

和水町としての福祉政策をどのように考えるかということになります。ただ今、状況は大変厳しい状況にある。しかし、この公立での運営の意義はどこにあるかということは、しっかりと踏まえて対応すべきじゃないかと私は考えております。ただ利益を追求するのには、町としての存在意義というか、施設の存在意義はないというふうに思います。やはり、町民の方々が長年にわたって町に貢献され、仕事をしていただいて、その結果として高齢になられて施設に入所せざるを得ないという形で入所していただくと。中にはどうしてもこの厳しい状況下のところもある。介護3以上が基本だけれども、そこは何とか町の施設だからそのへんはしっかり考えて、今現在も介護1の方が1名、2の方が5名というような入所をしておられますけれども、これは町として否定はできないと思います。私はそこに手を差し伸べるのが、この存在意義があるというふうに考えます。

ただ、しかし経営的に考えますと、厳しい面がございますので、今後、このへんも含めて、基本的には議論をする必要があると思いますけれども、現状そういう形でいっている部分については、しっかりと頭に入れておくということが大事なことじゃないかと考えております。早急にこの計画、早く詰めまして、議会にも御提案を申し上げるような方向にもっていきたいというのが現状でございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第70号「平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長(蒲池恭一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第71号 平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第9、議案第71号「平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第71号「平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号 平成30年度和水町下水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第10、議案第72号「平成30年度和水町下水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第72号「平成30年度和水町下水道事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第73号 平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第1号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第11、議案第73号「平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第73号「平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第74号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について

○議長(蒲池恭一君) 日程第12、議案第74号「熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第74号「熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号 第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第75号「第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 今回構想が出てますが、これは前回の計画書は平成20年3月に制定され、平成30年3月に終了しております。今回はなぜ12月に出されましたか。それをちょっと、その理由をお尋ねしたいと思います。もう8カ年計画の前半は、もう1年はあと3カ月ちょっとになっておりますが、その間ブランクはありますが、その理由を。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 秋丸議員のお尋ねについて御説明申し上げます。

議員のほうから御指摘ございましたように、第1次和水町まちづくり総合計画は、30年の3月をもって期間を満了しております。今回第2次計画の作成に当たりましては、平成29年度から着手いたしまして、アンケート調査等々を実施してきたところでございます。本年3月に町長選挙があるということを前もってわかっておりましたので、新年度になりまして前期計画を盛り込む中で新たに作成するというので、新年度にまたいでの2カ年計画での策定を当初から予定しておったところでございます。

それにしましても、若干は行程の中では、新町長誕生いたしまして、施策の町政、計画への盛り込み等々で若干のスケジュールが押したことはございますけれども、今回この12月定例会のほうに上程させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 若干とはどれくらいかよくわかりませんが、やはり町長選挙があったということでしたけれども、これは行政として、やはり4月か5月ぐらいまでには出すべきではなかったのかと思います。でないと、その区間、その期間、今まで私たちが選挙をして議会に上がって、もう8カ月半になって、それまで何をじゃあ指針にですよ、行政をしてきたのか。私はそれを説明してほしいと思って今質問してるんですが。

前回の10年間では、成果、その検証ですかね、それは出てるんですかね。もう出してるんですか。その報告書は出すべきだと思いますが、いかがですか。

ただね、1カ年、前の計画と今年の計画と、構想を見てみると、言葉がきれいな言葉で、文章をすり替えたみたいな感じの、そんな感じがしてならんとですよ。そしてまた、そういうことで検証は報告はするのかわからないのか。今出てないのか出てるのか。そのへんのところを説明してください。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長(高木浩昭君) ただ今の秋丸議員のお尋ねについて加えて申し上げます。

前回までの第1次計画の検証は行ったのかというようなことでございますが、各事業ごとの成果について、各担当部署において成果を出して、それを踏まえた中での第2次計画への策定ということでございます。特に継続すべき事業等を第2次計画に盛り込んだり、また新しく取り込む事業を盛り込んだりということで、それは前回の計画を精査した中でのということでございます。

それから、今回の計画については、若干の言葉のとり違いというか、活用ではないかというような御指摘でもございますけれども、このあたりについては、住民のワークショップとか住民アンケート、特に今回アンケートの中では、一般の方のアンケート、それに中学生を対象としたアンケートをとっております。この中で、やはり和水町に住みたい、それから愛着を持っている、そのあたりを特に重視しまして、各目標あたりの設定を定めたところでございます。

また、振興計画の審議会の中でも、やはり人口減少、少子高齢化の中で和水町が取り組むべき将来の方向性としましては、やはりしっかり住む場所を確保する必要があるというような御提言もいただいております。また、それに合わせてやはり働く場がなければ、そこに住みたいと思うことはないであろうと。そのことが顕著に中学生のアンケートの結果にも出ておりまして、そのあたりを中心に、この第2次計画に盛り込んだところでございます。

○議長(蒲池恭一君)

7番 秋丸君

○7番(秋丸要一君) これ3回ですよ。

○議長(蒲池恭一君) はい、3回です。

○7番(秋丸要一君) それではですね、この基本計画、総合計画の構想ですかねこれは。薄いやつは。構想、基本構想ですね。これに基づいて基本計画を作るということですか。でしょう。そうですね。そうしますと、特老のね、特老のことは、これ一切明記されてないんですよ、構想には。じゃあ構想がなければ、基本計画も基本施策もできないということに私は思ったんですけど。これちょっと説明をお願いしていいですか。病院はあるんですよ、病院。特老はどこ見ても、私、見つけ出しきらんだっただですよ。どこにか書いてあるなら教えてください。僕がちょっとミスだったかもしれん。これはここにを入れるべきじゃないんですかね。

○議長(蒲池恭一君) 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長(高木浩昭君) ただ今の御質問についてお答えいたします。

特別養護老人ホームきくすい荘のことかと思いますが、こちらについては、町といたしましては、安心安全なまちづくりの方向性という中で考えておるところでございます。この中では、具体的に言いますと、11ページの例えば課題、主要課題の1の中に表現をしている部分でありますとか対象になってくるのかなと思っております。

それから、18ページの基本目標1のところの中で、高齢者、障がい者等が支援等や社会参加の場とか提供とか、こういう高齢者に向けた取組みというような大きな枠の中で表現しておるとこ

でございます。具体的な事柄については、基本計画の中で、課題そして方向性というような形で記載をしているところでございます。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1 時14分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12月10日、町長から提出された議案第75号「第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について」について、訂正したいとの申出があります。議案第75号「第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について訂正の件」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

議案第75号「第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について訂正の件」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第75号 第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について訂正の件

○議長（蒲池恭一君） 追加日程第1、議案第75号「第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について訂正の件」を議題といたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時17分

再開 午後 1 時20分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号「第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について訂正の件」の提案理由の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただ今、議案第75号、第2次和水町まちづくり総合計画基本構想についての訂正をお願いするところでございます。

基本構想18ページの基本目標1、安心安全に暮らせる町「安心安全地域連携」の文言、2行目でございます。まずすべての町民がいつでも健康でいきいきとした生活を送るために、次世代を担う子どもたちの子育て環境の整備をはじめ、高齢者や障がい者等の福祉の充実及び、この「福祉の充実及び」の文言を加えさせていただき、追加で加えさせていただき、修正をしたいとの提

案でございますので、御審議よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。ただ今議題になっております議案第75号「第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について訂正の件」を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号「第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について訂正の件」を許可することに決定いたしました。

それでは、先ほどに引き続き、議案第75号「第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について」の質疑をお受けしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

4番 坂本君

○4番（坂本敏彦君） 基本構想7ページのアンケートについてお尋ねします。440名の方にアンケート調査をされておりますけれども、このアンケートはどのような形でアンケートを出されているのか。例えば年齢別とか無作為とか、そのへんを教えてくださいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 坂本議員のただ今の質問にお答えいたします。

アンケートの実施につきましては、年齢別、それから男女別も含めまして、無作為による抽出により1,500名の方にアンケート用紙をお配りし、回収が440件ということでございます。

○議長（蒲池恭一君）

4番 坂本君

○4番（坂本敏彦君） ありがとうございます。年齢別、性別でアンケートを実施されておまして、このへんで地域性の問題もあるのかなと思いますので、やはり賃貸住宅あたりに入居されている方、その方々には定住していただくように今後踏まえたところでアンケートの調査を実施していただきたいと思う次第でございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 答弁要りませんね。

○4番（坂本敏彦君） はい。

○議長（蒲池恭一君） 皆さん方をお願いいたします。お願いしますとはあまり言わないようにですね。

ほかに質疑ありませんか。

すいません、ちょっと待ってください。御礼の言葉でした。ありがとうございますとかは言わないようにですね。あんまりですね。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 第2次和水町まちづくり総合計画基本構想についてお尋ねいたします。

読ませていただきましたが、大変素晴らしいと思いました。大変よくできていると思います。ここでお尋ねします。政策の予算はおいくらですか。また、印刷配布等にかかる予算等、すべて含

んでおいくらでしょうか。また、印刷冊数は何冊を予定されていらっしゃるでしょうか。そして、単純にその冊数で総予算を割れば、1冊の単価はいくらぐらいになるでしょうか。合わせて、製作会社、業者は、平成25年の後期基本計画と同じ会社か、または違うか。社名がここで言えるならその名前を。そして、製作に要した期間、何年何月から何年何月までかかって製作されたかをお尋ねします。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただ今の齊木議員の御質問にお答えいたします。ちょっと順不同になるかもしれませんが、御説明申し上げたいと思います。

第2次まちづくり総合計画の策定については、平成29年度から着手しております。契約といたしましては、平成29年7月14日から29年度の事業が3月23日までの契約でございます。29年度の契約委託金額が638万2,800円でございます。契約の相手方は福岡市にありますランドブレイン株式会社福岡事務所でございます。

それから、平成30年度の業務でございます。平成30年5月1日からの業務で現在進行中でございます。事業費、契約金額が300万2,400円でございます。2カ年の合計委託金額が938万5,200円になるかと思っております。お尋ねの計画書の冊子の部数ということでございますが、今年度基本構想、基本計画策定しましたならば、印刷を100部の印刷を予定しておるところでございます。この100部の印刷については、執行部の今後の事業推進に当たっての指針として活用、また、議員さん方にもしっかり進行管理をしていただくために配付を予定しております。その他、諸施策においての計画策定においての参考資料ということで、予備の部数を考慮して100部の作成を考えておるところでございます。印刷物の用紙としましては、A4版の両面でカラー刷りを考えておるところでございます。ページ数が約100ページほどになるかと考えております。

先ほどの中で、単純に1冊当たりいくらかというようなお話でもございましたけども、委託費の中で内訳を見ますと、100冊で単価が1冊あたり2,600円、26万円、それに消費税というところでの仕様で契約をしているところでございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 答弁もれはなかったですね。ないですね。答弁もれはなかったですね。まだあります。

（後期基本計画と同じかどうかを。）

（ああ、すいません。）

そこがあったね、はいはい。

はい、どうぞ、そのまま引き続きどうぞ。

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 今回の第2次まちづくり総合計画の委託先は、第1次計画の業者とは違う業者となっております。

○議長（蒲池恭一君）

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 私はこの基本構想で、NHKいだてん金栗四三大河ドラマ、これを十分考慮した観光施策の重要性が抜けてると考え、お伺いします。

観光の成果、成功とは何でしょうか。私は、観光の成果は、観光客の恩恵を町民が受け、町民の所得が向上することが一番の成果、目標であると考えます。日本は6年前から経済は10%以上成長し、雇用は250万人増加、観光においては、外国人観光客は800万人から3倍の2,400万人になっています。

私は、一般質問の中でも述べましたが、今、福岡市内はアジアからの家族旅行の人々で賑わっています。韓国1国だけでも福岡への入国者数は153万人です。熊本県は、熊本地震の影響で、熊本地震の影響の風評被害により、インバウンドは弱いとはいえ、我が和木町は県北、熊本県にも近く、インターチェンジ、高速バス、新幹線、いろいろな交通に恵まれ、そして、何とんでもNHKいだてん、金栗四三大河ドラマ放送により、全国に名前が知れ渡り始めています。いろいろないだてん関係のテレビ放送や新聞報道、広報、宣伝をすべて金額に換算すれば、簡単に数十億円以上の宣伝、広報費になるでしょう。NHK大河ドラマ放送を使った観光振興、地域活性化、全国の自治体が最も熱望するものです。幸運にも、その大河ドラマを使った観光客の誘致が、この我が和木町はできるのです。

また、総合計画、基本構想のページ12ページ、20ページを御覧ください。基本構想12ページ、20ページ、観光の振興部門の施策を読んでも、NHK大河ドラマ放送後の観光施策の変化が見えません。この基本構想を製作した人々は、3年後の結果はどう考えて製作したのでしょうか。

来年1年間は、この大河、金栗四三ドラマで観光諸々盛り上がるかもしれませんが、その後はしぼんでしまう。大きな予算はかけたが、効果は少なかった、進展は少なかったと予想しているわけでしょうか。この総合計画では、観光は少ししか進展しない。いだてん金栗四三大河ドラマの影響はほとんどない。もしくは少ししかないと言っているのでしょうか。

町の職員を導入して、予算金額約2億4,800万円、金栗四三ミュージアム事業、その中で一般財源は約1億円、町の税金を使った結果がこうなるのでしょうか。また、和木町で最重要項目の定住かの政策を遅れさせても、ここまでやるべきだったのかと疑問が出てまいります。

そのような予算であれば、新規の住宅を20棟建てて移住者を募ったほうがよかったのではないか。または住宅開発、子どもたちの英語教育、給食費の補助、年金が少ない高齢者の方、身体障害者の方に何かできなかったのかと疑問が湧いてきます。

あえて私は、この基本構想の参考資料でついでる基本計画ページ22ページ、あえて申し上げますが、この成果目標、観光客入れ込み客数の目標値は、2倍の100万人ぐらいには設定してもらいたいと思います。しかし、数字は毎年見直すとのこと。来年度は大きく伸びてもらいたいと希望し、二つ目の質問です。

総合計画の構想、ページ12ページ、20ページで、地域活性化の起爆剤、観光客、それも外国人観光客の増加、この重要な観光事業は、独立して取り上げるべきではないかと考えます。また、町民の経済が良くなるようにしていく意気込みが足りないように感じます。観光施策の重要性が

足りないということも合わせて御答弁をお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

休憩入れましょうか。

（あの、簡単にで結構です。3回目に聞きますので。）

しばらく休憩します。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時36分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただ今の齊木議員の御質問にお答えいたします。

観光分野において、特にこの今取り組んでおる金栗さんを題材とした施設整備等々、相当な誘客に取り組んでいるけどというようなお話でございます。確かにそのへんが構想の中ではしっかり表現できてないというのは事実でございます。大きくは観光部門も含めて、各産業の振興、それから活性化を目標としまして、理念ということで構想のほうを作成したところでございます。詳しくは基本計画、また実施計画の中で具体的に年次計画で示していくものでございます。

また、現在の基本計画の中での数値目標でございますけども、今、予定をしている事業についての取組み、それに関しての数値目標ということになっております。このあたりについては、議員から御指摘のとおり、もう少し大きな目標を掲げてやる必要があるのかなとも思いますが、まずはしっかり地についた事業の取組みに対応していきたいと考えておるところでございます。

○議長（蒲池恭一君） すいません、質問はもう少し、言いたい思いはわかりますけれども、簡潔明瞭にちょっとですね、思いはわかりますけども。ちょっと簡潔明瞭に質問していただいてよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3回目の最後の質問です。この総合計画、町長、副町長の意向で何度も推敲し、やり直しがなされたとお聞きしました。最後に町長、副町長、この総合計画に込めた意気込みを、簡潔明瞭にお聞かせください。

○議長（蒲池恭一君） どちらからいきますか。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 決意を述べよということでございますが、計画の実現に向けまして、職員一丸となってしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） あ、すいません、マイクが入っとらんやった。もう一回。

○副町長（松尾栄喜君） もういっぺん言い直します。

決意を述べよというお話でございますが、様々な課題、財源問題等いろいろあるかと思えます。しかしながら、計画の実現に向けまして、職員一丸となってしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。御支援よろしくお願ひいたします。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただ今、齊木議員からいろいろ御提案、御指摘いただいたところでございます。一般質問の折にも、多くの方々からそれぞれ御提案、そして、叱咤激励をいただいております。一生懸命取り組みまして、実現に向けて大きく前に進むように頑張っております。ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（議長。）

さっきのことに関してですか。

（じゃない。）

じゃないなら、もうすいません、3回終わってますんで。はい。ほかに。

ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第75号「第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第76号 財産の無償貸与についての議決内容の一部変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第76号「財産の無償貸与についての議決内容の一部変更について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第76号「財産の無償貸与についての議決内容の一部変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第77号 町道の路線廃止について

○議長(蒲池恭一君) 日程第15、議案第77号「町道の路線廃止について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第77号「町道の路線廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第78号 町道の路線認定について

○議長(蒲池恭一君) 日程第16、議案第78号「町道の路線認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第78号「町道の路線認定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第1号 和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会設置に関する決議について

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、発議第1号「和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会設置に関する決議について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 高木君

○議会運営委員長（高木洋一郎君） 皆様こんにちは。ただ今から発議第1号、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会設置に関する決議について、提案理由の説明をいたします。

本議案は、別紙のとおり和水町会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものがあります。既にお手元にあります資料2ページですけれども、次のとおり、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会設置に関する議決で、次のとおり和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討委員会を設置するものとする。

1、名称、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び和水町議会委員会条例第5条によるものであります。3、目的、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業に対する検討調査を行うものであります。委員の定数は8人といたします。調査の期限は、平成31年3月末日とし、議会閉会中も継続して調査検討するものがあります。

以上が和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会設置に関する議決についての説明理由であります。提出理由であります。どうぞ慎重に御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の、提出理由の説明といたします。

○議長（蒲池恭一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第1号「和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会設置に関する決議について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

特別委員会委員長と副委員長は配付のとおりでございます。

日程第18 陳情等の常任委員長報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、陳情等の常任委員長報告についてを議題といたします。

常任委員会に付託されました陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会に付託した陳情等について、委員長の報告を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時47分

再開 午後2時5分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討委員会の名簿が提出されました。委員名簿は配付のとおりです。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会委員は決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時6分

再開 午後2時7分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会委員による互選により、委員長に荒木宏太君、副委員長に齊木幸男君が決定いたしました。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。よって、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の委員長に荒木宏太君、副委員長に齊木幸男君を決定いたしました。

日程第18 陳情等の常任委員長報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、陳情等の常任委員長報告についてを議題といたします。

常任委員会に付託されました陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会に付託した陳情等について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 池田君

○総務文教常任委員長（池田龍之介君） 皆さん、改めましてこんにちは。ただ今、議案に上がりました総務文教常任委員会に付託された陳情書等についての委員長報告を申し上げます。

平成30年9月7日、和水町9月定例会初日において付託されておりました受付番号204号、件名、国宝江田船山古墳出土品の里帰り展実現に関する陳情書。受付番号216号、件名、和水町の防犯対策等における町有街路灯の設置について。受付番号218号、件名、街路灯の設置についての要望書の3件について、委員会としての結論が出ましたので、委員会を代表して御報告を申し上げます。

総務文教常任委員会としては、全会一致において3案件とも採択であります。

では、1案件ごとに若干説明を申し上げます。まず受付番号204号、受付年月日、平成30年8月30日。提出者、菊水史談会会長平田稔。件名、国宝江田船山古墳出土品の里帰り展実現に関する陳情書について申し上げます。

10月11日午後2時30分より、議会委員会室において、提出者である菊水史談会会長に平田稔氏を参考人として招聘いたしました。なお、開始前に参考人には、本日は意見を伺うのみなので、委員会並びに委員としての考え、意見は差し控える旨を伝えた上で、詳しく提出された案件について、本意及び意見の聴き取りのための意見陳述を開催いたしましたところであります。

東京にある国立博物館へ、江田船山古墳出土品の国宝を何点ぐらい、どれだけの期間貸し出ししてもらえるかの交渉するための署名活動を展開するために、是非和水町議会という名称を使用させてほしいとの御希望が述べられました。

また、前回の熊本県立美術館で開催されてから2021年が20年目の節目であり、更に2023年は発掘150年目の節目であることから、この期に開催計画をいたしておりますとの説明を受けております。

更に、共催団体として、町関係で菊水史談会、和水町文化文化財保護協議会、和水町、和水町教育委員会、和水町議会、和水町商工会、熊本県関係で熊本県教育庁、熊本県立美術館、熊本県立装飾古墳館、また、協賛団体として、日本遺産菊池川協議会、熊本県玉名振興局、玉名郡市、菊池郡市、山鹿市、それぞれの首長会、議長会、観光連盟、菊池川流域文化研究会、玉名歴史研究会、菊池川地名研究会、熊本日新聞、RKK、TKU、KKT、KABを予定している旨の説明もを受けております。そのために、協力の要請、要望を受けました。

また、開催予定地としては、熊本県立装飾古墳館を希望する旨の説明を受けたところですが、総務文教委員会としては、名前の借用については何ら問題等ないとしながらも、署名活動は遠慮する旨通告をいたしましたところ、署名活動に関しては、菊水史談会を中心としたボランティアでしたいとの回答を受けております。

それから、開催予定地とされている熊本県立装飾古墳館では無理ではないかと。熊本県内での国宝展は、熊本県立美術館、熊本県立八代博物館の2カ所しかない旨を注意を促したところ、以前、菊水町民俗歴史資料館オープン記念として、1点ではあるが里帰り展が開かれていると申されました。それは、壊れている耳飾りであった旨説明をいたしましたところ、納得をされておりました。

た。

次に、受付番号216号、受付年月日、平成30年9月6日、提出者、和水町商工会会長、東隆文。件名、和水町の防犯対策等における町有街路灯の設置について要望について申し上げます。

9月12日午後、議会委員会室に参考人として菊水町商工会田代指導員を招聘いたしました。なお、開始前に参考人には、本日は意見を伺うのみなので、委員会及び委員としての考えや意見は差し控える旨を伝えた上で、提出された要望書について、詳しくその本意、意見の聞き取るための意見陳述を開始いたしましたところであります。要望書提出までの和水町防犯街路灯組合の経緯の説明を受けたところであります。

説明によると、平成26年3月27日に、防犯街路灯組合臨時総会を開催された折、今後の運営方法について協議をなされたということであります。その時、アンケート調査も実施されており、立替え希望が35%あったものの、現状維持のもとに継続となったとのことでありました。更に、平成29年2月23日に、町商工観光課、馬場区長、商工会の合同防犯街路灯の現状等について協議をされております。設立時は町より2分の1補助交付があつていたことを情報共有をいたしましたとのことでありました。

平成30年7月3日、台風によりスーパー菊屋の街路灯上部が落下被害、支柱のポール内部が腐食状態を確認しておるとのこと。また、7月15日、強風により江田交差点付近の西川印刷の街路灯が宙吊り状態であることを確認し、これらを踏まえて8月16日、商工観光課、商工会、防犯街路灯組合、商工会事務局で対応について協議をしたとのことでありました。

更に、平成30年9月4日、防犯街路灯組合臨時総会を開催した折、防犯街路灯の安全担保ができなくなり、財政悪化もしており、その理由で全機撤去することを決議され、合わせて組合の解散も決議されたとのことでありました。町及び議会へ要望書の提出意見が出、それを踏まえて9月6日、要望書を提出に至ったとの説明。また、このほかに町長、町商工観光課、区長、商工会で協議を2回ほど開催したとの報告も受けております。

防犯街路灯設置数は、当初83基ありましたが、廃業、移転等の29基を含め、現在は72基のうち、中央校区で45基があるとのことであります。1社での見積りと前置きされた後に、現行の近いもので立替えをすれば460万円強、ライトをLED化すれば1,040万円程度。現行に近いもので立替え、設置数を半数以下の20基程度にすれば80万円弱。ライトをLED化すれば260万円強と見積額が出ているとの報告も受けております。

次に、受付番号218号、受付年月日、平成30年9月6日。提出者、和水町皆行原区長坂口雄二郎、中路区長前川廣一。馬場区長坂口幸裕、3名での連名による件名、街路灯の設置についての要望書について申し上げます。

10月11日午後1時30分より、議会委員会室に参考人として下江田地区皆行原区長坂口区長、中路区前川区長、馬場区坂口区長の3行政区長を招聘いたしました。なお、開始前に参考人には、本日は意見を伺うのみなので、委員会及び委員としての考え、意見は差し控える旨を伝えた上で、提出された要望書について、詳しく、その本意、意見の聞き取るため、意見陳述を開始いたしま

して、要望書提出までの経緯及び意見の聴き取り調査を実施いたしております。

過去のことであるが、菊水地区と三加和地区では取扱いに違いがあった。菊水地区では地元区が電気料金は負担していたが、三加和地区は町が負担をしていた。平成26年度の見直しにより、防犯灯の電気料金は町負担となり、LED化がなされている。その後、防犯灯の新規設置は、町が3分の2、地元が3分の1、区の負担となり、電気料は地元区負担となっていることは認識をいたしているということを申されております。馬場区の前区長時代に、街路灯の修理を町にお願いをしたが、商工会でやってもらうべきとの回答があったと聞いておる。平成27年度LED化の時、商工会防犯街路灯組合には、街路灯についての協議検討がなされていないと町から説明がされており、その時点に遡り検討してほしいと。区民の声も、街路灯を何とかしてもらいたい。中路区は3基だけではあるが防犯灯に変えているが、残りの街路灯も防犯灯に変えたとしたら、区の負担が相当な額になり困難である。各種の補助金が利用できないか調査をするよう、町長が商工観光課長に指示をなされていたが、回答がなく、具体的な行動が見えない。街路灯を撤去されたら真っ暗になる。町で何とかしてもらいたい。この問題が出る前に、町商工会でなぜ協議、解決策を見出さなかったのか。

町のイメージを街路灯で作ったらいいのではないかと。例えば、来年度からのNHK大河ドラマいだてん、東京オリンピック、放送に模した金栗四三灯を設置してはとの提言もいただいております。あくまでも防犯灯ではなく、街路灯設置を強く希望いたします。防犯灯とは区別をして考えてほしいと。そのように3区長より意見をもらっております。

これらを踏まえまして、11月19日午後より、議会委員会室において全委員出席のもと委員会を開き、意見の集約を図っております。まず受付番号204号、国宝江田船山古墳出土品の里帰り展実現に関する陳情書について協議をいたしました。国宝の里帰り展開催については、署名活動等は菊水史談会を主体としてやられるし、反対することもなく、大いに賛成であるとの意見の集約を見、国宝江田船山古墳出土品の里帰り実現に関する陳情書は採択と意見の集約を見ております。

また、町にはこの案件について協力できるところは協力なされるよう強く希望するものであります。

引き続き、受付番号216号、和水町の防犯対策等における町有街路灯の設置についての要望書並びに受付番号218号、街路灯の設置についての要望書について、一括協議として協議をいたしました。

国も観光立国を進めている状況下において、その一つの施策として街路灯は町のシンボルないしシンボルの一つとして捉え、観光資源である江田船山古墳、菊水ロマン館、田中城址、金栗四三生家記念館、三加和温泉センター、緑彩館等周辺に、それらに合った、マッチした街路灯設置が必要であるとの認識を全会一致の上、観光資源に光を当て、町への誘客、集客を図る上で必要であると意見の集約を見、要望書2件とも街路灯設置として全会一致で採択との意見の集約を見ております。

最後に、執行部にはこの案件に対し、防犯灯設置条例は制定してあるが、平成26、7年度の町

設置型での折、協議説明不足であることは否定しようもない落ち度であることから、言葉にも改むるに憚ることなかれとあります。町長の政治決断において、地元区民、通学生等の安全を図る上から、設置箇所については地元と協議の上、早急に町負担額で防犯灯の設置を、また、県道において、交差点の信号設置箇所、横断歩道設置箇所には管理者である県へ、安全を図る上から照明灯を設置されるよう強く働きかけを行われるよう切望をいたします。

なお、菊水中学校において、通学路の安全面に関しアンケート調査が実施をなされております。三加和中でも早急に同様なアンケート調査を実施されることを望み、その後、現地調査をなし、早急に通学路においても、子どもは町の宝と称する大人として、防犯灯の設置に汗をかいてほしいということで意見の集約を見ております。

それらを踏まえて、住民の声の代弁者として、我々議員はあるものと認識を全会一致で意見の集約を見ており、総務文教委員会として特別に決議をいたしました。この決議、または行政は弱き者に寄り添うべきものであることを御理解の上、早急に対処なされますよう強く要望を申し上げます。

また、9月定例会の一般質問において、町長は一部のことを特別扱いするのは不公平であると答弁をなされておりますが、その不公平を解消するためには、町内全区の防犯灯設置箇所の見直しを区長会に諮り、町設置型において見直しをなされるよう提言を申し上げます。また、設置にかかる経費軽減策として、新たにポールを設置することではなく、既設の電柱等を有効に活用させてもらうよう、関係機関への協力をお願いし、経費軽減に努められますよう切望をいたし、総務文教委員長報告といたします。

○議長（蒲池恭一君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

日程第19 受付番号第204号 国宝江田船山古墳出土品の里帰り展実現に関する陳情書

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、受付番号第204号「国宝江田船山古墳出土品の里帰り展実現に関する陳情書」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。受付番号第204号「国宝江田船山古墳出土品の里帰り展実現に関する陳情書」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、受付番号第204号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

受付番号第216号「和水町の防犯対策等における町有街路灯の設置について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第216号「和水町の防犯対策等における町有街路灯の設置について」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、受付番号第216号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

受付番号第218号「街路灯の設置についての要望書」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第218号「街路灯の設置についての要望書」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、受付番号第218号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第20 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の指名を行います。熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、和水町長高巢泰廣君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長が指名しました方を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今議長が指名いたしました高巢泰廣君が、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、高巢泰廣君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

町長 高巢君

○町長(高巢泰廣君) ただ今、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の議員として御推挙いただきました。熊本県の後期高齢者医療広域連合の一議員として、しっかりと、また和水町の代表といたしましても、しっかりと頑張ってまいりますので、皆さん方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。一生懸命頑張っております。以上です。

日程第21 閉会中の継続調査について

○議長(蒲池恭一君) 日程第21、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第22 議員派遣について

○議長（蒲池恭一君） 日程第22、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思
います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付
しましたとおり派遣することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。今期定例会は、12月10日の開会以来、本日まで
5日間にわたり、町政当面の諸議案件を審議いたしました。議員各位の御精励により、ただ今
閉会を宣言することができましたことは、議長として誠に喜びに堪えません。今回提出されまし
た案件につきましては、議員各位の終始極めて真剣な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を
得たものでありまして、御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上
げる次第であります。

また、町長はじめ執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に協力さ
れました御苦勞に対しまして、深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは委員会において、
議員各位から述べました意見なり要望事項につきましては、特に考慮を払われ、執行の上に十分
反映されますよう強く要望いたすところであります。

これから寒さも一段と厳しさを増しております。年の瀬を迎え、諸事御多用のことと存じま
すが、皆様方におかれましては、くれぐれも御自愛くださいまして、輝かしい新年をお迎えいた
だきますよう御祈願申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

これをもちまして、平成30年第4回和水町議会定例会を閉会いたします。御起立願います。

お疲れさまでした。

（お疲れさまでした。）

閉会 午後2時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員